

坂出ショッピングセンター

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五
株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三二〇番一ほか
- 変更しようとする事項
 - 駐輪場、荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設の位置
テナント棟
変更前 別図のとおり
変更後 別図のとおり
なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社大創産業
変更前 開店時刻 未定
閉店時刻 未定
変更後 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯
テナント棟
変更前 未定
変更後 午前八時から午後七時まで
- 変更年月日
平成十八年四月二十六日
- 変更する理由
テナント棟における小売業を行う者が決定し、顧客の利便性を向上する施設の配置を行ったため

二 届出年月日

平成十八年五月二十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
- 縦覧期間
平成十八年六月二日（金曜日）から同年十月二日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十月二日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 記載すべき項目
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容
- 提出先
郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ